

官 房 長 殿

政 策 統 括 官

平成 1 7 年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成 1 0 年法律第 1 0 3 号）第 1 6 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、平成 1 7 年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価

1. 海上における治安の確保について

<p>具体的な目標</p> <p>①情報収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するために必要な組織等の整備を行うこと。</p> <p>②速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船艇の整備並びに夜間監視機能を備えた航空機及びテロ対処部隊の展開能力を強化するため、輸送能力に優れた航空機の整備を行うこと。</p> <p>③密輸・密航事案の摘発を強化するための効果的な資機材の開発及び整備を促進すること。</p> <p>④警察、税関等の関係機関との間において、情報交換、合同訓練、合同捜査等を実施し、連携の強化を図ること。</p>
<p>評 価</p> <p>【評定】</p> <p>目標は達成されたものと認められる。</p> <p>【所見】</p> <p>平成 1 7 年度には、2 つの管区海上保安本部に公安課を設置したほか、夜間監視性能等を向上させた大型ジェット飛行機の整備、警備情報システムの効果的な活用により密輸</p>

・密航事犯の摘発を強化するための体制整備を着実に進めている。また、警察、税関等関係機関との連携を強化したことにより、平成18年1月、横浜港に入港したフィリピン籍貨物船乗組員等によるけん銃・大麻密輸事件を、第三管区海上保安本部が警察、税関と合同で摘発、また、国外においては、平成17年4月、下関港における韓国人5名の不法出国企図事件の捜査において、その背後に密航斡旋組織の存在が判明したため、国際刑事警察機構(ICPO)等を通じ韓国海洋警察庁等へ情報を提供し、日韓両国を跨いで暗躍する密航斡旋組織の壊滅につなげた、といった実績をあげた。このほか、国際港湾において、警察、入国管理局等の関係機関とテロ対策のための合同訓練を実施するとともに、港湾保安委員会等の枠組を活用した関係機関との情報連絡、検査等についての連携の強化を推進した。

引き続き、情報収集・分析能力の向上、機動的な広域捜査の推進、監視・捕捉・執行能力の強化のための体制を整備することにより、薬物・銃器の密輸事犯、密航事犯等の国際犯罪に適切に対処することが期待される。

2. 海難の救助について

具体的な目標

距岸20海里未満で発生した海難について、118番の定着、GMDSSの適正使用の指導、啓発等を行うことにより発生から2時間以内に海難情報を入手する割合が平成17年までに80%以上となることを目指すこと。

評価

【評定】

目標には達していないが相当の実績が上がっている。

【所見】

携帯電話等連絡手段の確保、118番の有効活用等の周知・定着のためのキャンペーン、GMDSS機器の適正使用の指導等を海上保安庁独自又は関係機関と協力して積極的に実施し、前年より3ポイント上昇した77%という実績値となっている。しかしながら、海難発生から2時間以内に海難情報を入手する割合が向上すれば、海難事故に係る救助までの時間が短縮され、救助率の向上につながるものと期待されるので、自己救命策確保キャンペーンを主体とした活動を官民一体となって展開する等により、一層の努力を継続することが必要である。

3. 海上交通の安全確保について

具体的な目標

関係機関と連携し、モーターボートに係る救命胴衣着用率を平成17年までに50%以上となることを目指す

評 価

【評定】

目標は達成されておらず一層の努力が必要である。

【所見】

平成17年の実績は、前年より4ポイント向上し33%（16年：29%、15年15%）であるが、目標値である50%以上を達成することはできなかった。海上保安庁としては、救命胴衣着用等の周知・定着を図るための自己救命策確保キャンペーンの関係省庁、関係団体（漁協、マリーナ、釣具店等）とも連携した実施、ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナの設置（全国に490箇所、平成16年末では全国で389箇所）等の努力を継続してきており、自己救命策確保キャンペーン等の一定の効果がみられているので、引き続き、安全・自己責任意識の浸透を図っていくことが期待される。救命胴衣着用率の向上にあたっては、海上保安庁が関係機関と連携して実施する啓発活動以外に、関係機関の施策に負うところも少なくないが、目標が達成されれば、海難現場に到着し救助を開始するまでの間の海中転落者の生存率が高まり、救助率の向上につながると期待されるので、海上保安庁においては、引き続き自己救命策確保キャンペーンを主体とした活動を官民一体となって効果的に展開する等の一層の努力が必要である。

4. 海象の観測等について

具体的な目標

・地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測すべく、その発生の可能性の高い伊豆・小笠原海溝1箇所の海域に分布する断層並びに鬼界カルデラ西部1箇所の海底火山についての情報の空白区域を減少させること。

・我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、内閣に設置された「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」が策定した「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、

①精密海底地形調査を小笠原海台及び対米中間線付近の2海域で実施。

②地殻構造探査を平成19年までに大東島周辺海域及び南鳥島周辺海域の2海域で実施。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

・平成17年度においては、伊豆・小笠原海溝1箇所の海域に分布する断層について、活断層の活動周期や発生する地震の規模を予測するための調査等を予定どおり実施しており、平成13年度からの調査済みの箇所が18箇所となった。また、海底火山については鬼界カルデラ西部1箇所の調査を実施した。今後も、引き続き断層、海底火山の調

査を進め、これらに係る情報の空白区域を減少させることによって、よりの確な地震・火山噴火の発生する可能性の高い場所や時期の予測精度が向上し、災害に備えることが可能となると期待される。

・平成17年度においては、「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、小笠原海台及び対米中間線付近の2海域で精密海底地形調査を、大東島周辺海域及び南鳥島周辺海域の2海域で地殻構造探査を予定どおり実施している。今後も、引き続き、大陸棚限界延長申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、所要の調査を行うことが期待される。